

総務政策委員会記録

開会年月日	令和4年3月15日
開会時刻	午前9時57分
閉会時刻	午前10時47分
出席委員名	◎品川幸久 ○福井輝夫 大西要一 鈴木豊司
	吉井詩子 岡田善行 西山則夫
	世古 明 議長
欠席委員名	なし
署名者	大西要一 鈴木豊司
担当書記	奥野進司
審査案件	議案第13号 令和3年度伊勢市一般会計補正予算（第14号） （総務政策委員会関係分）
	議案第23号 伊勢市行政組織条例の一部改正について
	議案第24号 伊勢市個人情報保護条例の一部改正について
	議案第25号 伊勢市附属機関条例の一部改正について
	議案第27号 伊勢市職員の育児休業等に関する条例一部改正について
	議案第28号 伊勢市職員給与条例の一部改正について
	議案第29号 伊勢市職員給与条例等の一部改正について
	議案第30号 伊勢市手数料徴収条例の一部改正について
	議案第34号 伊勢市消防団条例の一部改正について
	議案第35号 伊勢市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
	議案第37号 鳥羽市との定住自立圏形成協定の変更について
	議案第38号 志摩市との定住自立圏形成協定の変更について
	議案第39号 玉城町との定住自立圏形成協定の変更について
	議案第40号 度会町との定住自立圏形成協定の変更について
	議案第41号 大紀町との定住自立圏形成協定の変更について
議案第42号 南伊勢町との定住自立圏形成協定の変更について	
閉会中の継続調査案件について	

説 明 員	総務部長、総務部参事、総務課長、情報戦略局長、情報戦略局次長
	財政課長、文化政策課長、文化政策課副参事、環境生活部長、
	環境生活部参事、戸籍住民課長、市民交流課長、市民交流課副参事
	観光振興課長、その他関係参与

伊 勢 市 議 会

審査経過

品川委員長が開会を宣告し、会議成立宣言の後、会議録署名者に大西委員、鈴木委員を指名した。その後、直ちに議事に入り、去る2月28日の本会議において審査付託を受けた「議案第13号 令和3年度伊勢市一般会計補正予算（第14号）中、総務政策委員会関係分」外15件を審査し、いずれも全会一致で原案どおり可決すべしと決定し、委員長報告文の作成については正副委員長に一任することで決定した。

続いて、「閉会中の継続調査案件について」を議題とし、「自治体DX（デジタルトランスフォーメーション）に関する事項」を閉会中の継続調査項目とすること、会議規則109条の規定により議長に申出をすること等を決定し、委員会を閉会した。

なお、詳細は以下のとおり。

開会 午前9時57分

◎品川幸久委員長

ただいまから総務政策委員会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立をしております。

これより会議に入ります。

会議録署名者2名を委員長において、大西委員、鈴木委員の御両名を指名いたします。

本日御審査いただきます案件は、去る2月28日の本会議におきまして総務政策委員会に審査付託を受けました16件であります。案件については審査案件一覧のとおりであります。

また、付託案件の審査終了後、「閉会中の継続調査案件について」御審査いただきたいと思いますので、この件につきましてもよろしく願いいたします。

お諮りいたします。

審査の方法については委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいをさせていただきます。

また、委員間の自由討議については、申出がありましたら随時行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【議案第13号 令和3年度伊勢市一般会計補正予算（第14号）（総務政策委員会関係分）】

◎品川幸久委員長

それでは、「議案第13号 令和3年度伊勢市一般会計補正予算（第14号）中、総務政策委員会関係分」を御審査願います。

審査の便宜上、歳出から審査に入ります。補正予算書の30ページをお開きください。

款1 議会費を款一括で御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御発言もないようですので、款1 議会費の審査を終わります。

次に、32 ページをお開きください。

32 ページから 43 ページの款2 総務費を款一括で御審査願います。

なお、当委員会の審査から除かれるのは、項1 総務管理費、38 ページの目21 交通対策費です。

御発言はありませんか。

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

3 か所ちょっとお尋ねさせていただきたいと思います。

まず目7の企画費でございます。企画費では総合計画であるとか、ふるさと納税等の多くの事業を展開してもらっておるんですけど、今回財源更正ということで、39万6,000円、少額であるんですけど国の補助がついたような感じでございます。企画費での補助事業というのは考えにくいんですが、そのあたりの説明をいただけないですか。

◎品川幸久委員長

情報戦略局次長。

●大西情報戦略局次長

企画費でございますので私のほうから御答弁申し上げます。

こちらの特定財源39万6,000円につきましては、出会い支援事業にかかる特定財源でございます。今回、歳出のほうは特段補正がないんですが、こちらの特定財源を更正させていただいておりますので、財源更正という形で出させていただきます。以上でございます。

◎品川幸久委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

中身のほう分からないですか。

◎品川幸久委員長

市民交流課副参事。

●丸山市民交流課副参事

今回、国の地域少子化対策重点推進交付金の交付を受けるものですが、企業よる結婚支援活性化事業ということで、先日議会のほうにも資料提供させていただきました仕事、結婚、子育ての希望をかなえる若者応援ブックを作成しまして、それを企業さんの従業員の

結婚支援の取組を推進してもらうために活用していただくということで交付を受けるもの
でございます。以上です。

◎品川幸久委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員
すみません。それは補助申請はされておるんですか。

◎品川幸久委員長
市民交流課副参事。

●丸山市民交流課副参事
今年度の予算編成が終わりましてから、3月に入りましてから交付申請を行いまして、
4月1日付で交付決定を県のほうから受けているものでございます。

◎品川幸久委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員
はい、ありがとうございます。

それと目13になります基金管理費なんですが、この減債基金でちょっとお尋ねさせて
もらいたいんですが、減債基金は市債の償還に必要な財源を確保するという事なんでし
ょうけど、今回5億5,000万円積立てをしてもらっております。

行政改革指針案におきましても、財政調整基金の残高50億円以上、財政規律の目標と
いうことで掲げられておるんですけど、私はこの減債基金に積み立てるよりかですね、財
政調整基金の取崩しを緩和してもらったほうが、見た目しかないんやけど何か少しでも安
心的な気がするんですけど、積立ての基準というのがあるのかないのか、その辺のこ
とを教えてもらえないですか。

◎品川幸久委員長
財政課長。

●太田財政課長
今回の減債基金の積立て5億5,000万円でございますけども、こちらは今回、国のほう
が思った以上に収入があると。その中で、臨時財政対策債の借入れの部分が、通常であ
れば今年度交付税措置をしていただけるんですが、今年度お金があるということで、5億
5,000万円分は今年度で交付税措置をしませんと。その代わりに、今年度でプラスで5億
5,000万円を上げますので、それを今年度償還につなげてくださいということで、国のほう
からの指示の下の積立てということになっております。以上でございます。

◎品川幸久委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

ありがとう、分かりました。

それと項3戸籍住民基本台帳費なんですが、こちらですね、事務一般経費でございます。当初予算におきましては、マイナンバーカードの作成に伴います地方公共団体情報システム機構に対する運営負担金の増高というのを見込んで、令和2年度の3倍に当たります1億42万3,000円を計上したんですが、今回4,503万円という大きな減額となっております。その辺の説明を、なぜ大きく減額となったのか説明を頂けないですか。

◎品川幸久委員長
戸籍住民課長。

●西川戸籍住民課長

J-L I Sへの負担金につきましては、根拠による積立てによる予算額でなく、あくまで国のほうから示される金額をいつも予算として計上させていただいております。それで、限度額を示されたものを予算として上げさせていただいておるんですが、結果として、この額にしてほしいというような指示がございまして、それで予算を非常に高く積みさせていただいたので、減額として4,500万円という非常に大きな額になったということでございます。

◎品川幸久委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

はい、ありがとうございます。

それとマイナンバーカードの発行状況なんですが、以前は令和3年2月末で24.44%、毎月2%弱の伸びで、令和3年度末には50%近くになるだろうということでお聞かせいただいております。

さきの予算審査の中で、吉井委員さんの質問に対しまして、2月末で40%弱という答弁があったかと思うんですが、3月末での50%というのはもう不可能なような感じするんですけど、ナンバーカード発行に関して何か鈍化しているような、少なくなってきたような状況ではないかなと思うんですけど、その辺はいかがですか。

◎品川幸久委員長
戸籍住民課長。

●西川戸籍住民課長

確かに昨年度の予算特別委員会の場におきまして令和3年度末での見込みをお尋ねになられたときに、大体50%というような発言をさせていただきました。令和3年度に入りまして、第1次のマイナポイントが終了したあたりから非常に伸び悩んでおりまして、先月2月28日末現在で39.94%という、当初の見込みよりもかなり落ち込んでおります。

国全体としてそういう傾向にはございますけれども、その中で何とかできないかということをおも以前検討したんですが、コロナ禍で外に打って出ることもできませんので、それで取りあえず、まず職員の取得率を上げるということで取り組んでまいりました。この後、コロナ禍が少し減少傾向になりましたら、また外のほうへ打って出て、この交付率の向上には努めたいと思っておりますけれども、また、6月あたりから第2次のマイナポイントの制度が始まりますので、それに合わせての交付の向上に努めていきたいと思っております。以上でございます。

○鈴木豊司委員

ありがとうございます。

◎品川幸久委員長

他に御発言はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎品川幸久委員長

御発言もないようでありますので、款2総務費の当委員会関係分の審査を終わります。説明員入替えのため暫時休憩いたします。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時09分

◎品川幸久委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

審査を続けます。

次に、50ページをお開きください。

款3民生費を御審査願います。当委員会の所管は、50ページから53ページの項5人権政策費です。

御発言はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎品川幸久委員長

御発言もないようでありますので、款3民生費の当委員会関係分の審査を終わります。

次に、74ページをお開きください。

74ページから77ページの款10消防費を款一括で御審査願います。

なお、当委員会の審査から除かれるのは、項1消防費、目4水防費及び目5災害対策費、大事業2防災対策事業、小事業7避難対策事業です。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御発言もないようですので、款 10 消防費の当委員会関係分の審査を終わります。
次に、80 ページをお開きください。

款 11 教育費を御審査願います。当委員会の所管は、項 5 社会教育費、80 ページから 83 ページの目 3 文化振興費及び 82 ページの目 6 観光文化会館費です。

御発言はありませんか。

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

観光文化会館費におきましても財源更正ということで、82 万 9,000 円の補助金が上がっておるんですが、この辺御説明いただけないですか。

◎品川幸久委員長

文化政策課長。

●増田文化政策課長

こちらにつきましてはコロナ対策ということで、国の文化芸術振興費国補助金をいただいている財源更生となっております。

◎品川幸久委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

すみません、ちょっと中身も。

◎品川幸久委員長

文化政策課長。

●増田文化政策課長

中身につきましては、一つは配信等環境整備事業ということで、大ホールの動画配信用の回線整備工事に当たる費用、もう一つは感染対策事業ということで、サーキュレーター、加湿、空気清浄機等の購入に充てております。

◎品川幸久委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

はい、ありがとうございます。分かりました。

それとこの財源の中に、その他で 151 万 5,000 円というのが、当初計上されていると思

うんですけど、その他というのは何を指すのか教えてもらえないですか。

◎品川幸久委員長

暫時休憩いたします。

休憩 午前 10 時 12 分

再開 午前 10 時 14 分

◎品川幸久委員長

休憩を閉じ審査を続けます。

答弁を求めます。

文化政策課長。

●増田文化政策課長

こちらの財源につきましては、観光文化会館の使用料、それから文化振興基金の繰入金、建物看板の維持収入ということになっております。

○鈴木豊司委員

すみませんでした。ありがとうございます。

◎品川幸久委員長

よろしいですか。

他に御発言はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎品川幸久委員長

御発言もないようですので、款 11 教育費の当分科会関係分の審査を終わります。

次に、86 ページをお開きください。

款 13 公債費を款一括で御審査願います。

御発言はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎品川幸久委員長

御発言もないようですので、款 13 公債費の審査を終わります。

以上で歳出の審査を終わります。

次に、14 ページにお戻りください。

14 ページから 29 ページの歳入の審査を一括でお願いいたします。

御発言はありませんか。

大西委員。

○大西要一委員

一括ということですので、明細としては 19 ページにございます観光費国庫補助金の中

の説明の2番、観光地満足度向上整備支援事業費国補助金、こちらが188万8,000円が上げられております。当初予算にはなかったというふうに思うんですが、どのような補助金であるのか、また、この上げてもらった経緯等あれば説明をお願いいたします。

◎品川幸久委員長
観光振興課長。

●小林観光振興課長

こちらにつきましては、1番の自然環境整備交付金、まずこちらで補助金を確保しようということで、五十鈴川駅周辺のマップ整備とかを、看板ですね、そちらの整備を予定しておりましたが、この自然環境の交付金、配当がないということになりましたので、ほかに使える補助金を探しておりましたところ、以前にも活用したことはあるんですけども、観光地満足度向上整備支援事業費国補助金、こちらを確保いたしまして事業を実施したところでございます。以上です。

◎品川幸久委員長
大西委員。

○大西要一委員

分かりました。当初狙っていた補助金がということで、違う補助金を探されたということでございます。五十鈴川駅への看板等の整備ということでございます。観光客の方が電車で来られた、伊勢の玄関口の一つに看板を整備されるということは、観光客の方への、まず、伊勢に着いた第一報の観光案内かなというふうに思います。これからもですね、このように補助金いろいろ探し探していただいて、観光事業の推進をお願いしたいと思います。ありがとうございます。

◎品川幸久委員長
他に御発言はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎品川幸久委員長

御発言もないようですので、以上で歳入の審査を終わります。

次に、1ページにお戻りください。

1ページから9ページの条文の審査を一括でお願いいたします。

御発言はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎品川幸久委員長

御発言もないようですので、条文の審査を終わります。

以上で議案第13号中、総務政策委員会関係分の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎品川幸久委員長

討論もないようでありますので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第 13 号 令和 3 年度伊勢市一般会計補正予算（第 14 号中）、総務政策委員会関係分」について、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

説明員入替えのため暫時休憩いたします。

休憩 午前 10 時 18 分

再開 午前 10 時 20 分

◎品川幸久委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

審査を続けます。

次に、条例等議案書の 1 ページをお開きください。

1 ページから 3 ページの「議案第 23 号 伊勢市行政組織条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

よろしいですか。

御発言もないようでありますので、以上で議案第 23 号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

ないようでありますので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第 23 号 伊勢市行政組織条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

【議案第 24 号 伊勢市個人情報保護条例の一部改正について】

◎品川幸久委員長

次に、4 ページをお開きください。

4 ページから 7 ページの「議案第 24 号 伊勢市個人情報保護条例の一部改正につい

て」を御審査願います。

御発言はありませんか。

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

はい、お尋ねをいたします。

今回の改正でございますけど、独立行政法人等の定義を独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律に求めていたものを、新たに個人情報保護に関する法律に改めるという改正であります。

私なかなかこのことは理解できなかったんですが、何とかデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律というところにたどり着きまして、やっとこさ理解できたわけでございますが、今回の提案説明につきましては非常に不親切であるなというふう感じたところでございます。

今回の整備法は、令和3年9月1日に施行になってます。条例改正に伴う部分の施行期日につきましては、政令で定める日ということになっておるんですが、この部分につきまして、なかなか理解することができませんでしたので、その点ひとつ御説明をいただけないかと思えます。

◎品川幸久委員長

総務課長。

●中世古総務課長

今回の個人情報保護条例の改正につきましては、先ほど委員仰せのデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律、こちらの改正が基になっておりますが、この法律の改正の施行日というものが、大まかに言いますと令和3年9月1日、一部の規定を除きその日から施行されるということになっておりますが、細かく言いますと10以上の施行期日に分かれております。この10以上の施行期日に分かれとるやつを順次今ちょっと改正を行っているところでして、ちょっとその説明の部分については、今後ちょっと分かりやすいような形では考えていきたいと思えます。以上です。

◎品川幸久委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

結局、この条例改正に係る部分はいつ施行なんですか。

◎品川幸久委員長

総務課長。

◎中世古総務課長

この条例改正に係る部分につきましては、令和4年4月1日施行になります。以上です。

◎品川幸久委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

それと今回のこのデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律っていうのは、60本ぐらいの法律改正になっているかと思うんですけど、非常に多くの法律が整備をされております。

今回の個人情報保護条例以外には影響が出てこないのか。当然、チェックはされていると思うんですけど、デジタル社会と聞きますとほかにも関連がありそうに思えるんですが、その点はいかがですか。

◎品川幸久委員長
総務課長。

●中世古総務課長

委員仰せいただきましたように60本、多分附則を含めます、施行期日がバラバラなのを入れますと140本以上の改正が出てきておるかと思えます。

総務課としましては、いろいろ担当課にも情報提供しながら、情報収集しながら、改正の漏れのないようにはしていきたいと思っておりますが、去年の9月議会におきましてももう既に9月1日施行の部分については、マイナンバー法の改正の条項移動のやつについては改正をさせていただきました。

また、今度、個人情報保護条例、これ個人情報保護制度の見直しが絡んできますので、それに個人情報保護条例の改正、それと情報公開条例等はまだ今後改正が考えられるところですよ。以上です。

◎品川幸久委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

これから情報公開条例の改正が必要ということなんですけど、なぜ一緒にはされなかったんですか。

◎品川幸久委員長
総務課長。

●中世古総務課長

これから国のほうからガイドラインのようなものも出てまいります。ちょっと制度の、個人情報保護制度自体が、国のほうで法律が一律に規定されるような形になりますので、

そのガイドライン等も見まして改正を行いたいということで今回は改正しておりません。以上です。

◎品川幸久委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員
すみません。その部分の施行期日は。

◎品川幸久委員長
総務課長。

●中世古総務課長
すみません。地方公共団体に関する施行期日については、令和5年の春頃、まだ施行期日を定める政令が出ておりませんので、令和5年の春頃の予定ということになっております。以上です。

◎品川幸久委員長
他に御発言はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎品川幸久委員長
御発言もないようですので、以上で議案第24号の審査を終わります。
続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎品川幸久委員長
ないようですので、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。

「議案第24号 伊勢市個人情報保護条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎品川幸久委員長
御異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

【議案第25号 伊勢市附属機関条例の一部改正について】

◎品川幸久委員長
次に8ページをお開きください。

8ページから18ページの「議案第25号 伊勢市附属機関条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

吉井委員。

○吉井詩子委員

今回、この伊勢うどんのことに关しましては、皆さん大変興味を持っていると思いますのでちょっとお聞きしたいと思いますが、この調査研究委員会の委員という方はどういうメンバーの方を考えられていますか。

◎品川幸久委員長

文化政策課副参事。

●奥野文化政策課副参事

食文化や食生活学、日本近世史等の学識経験者や伊勢うどんに関わる方、5人を想定しております。以上でございます。

◎品川幸久委員長

吉井委員。

○吉井詩子委員

ここは7人以内と書いてあるんですけど、5人としたのはどうしてですか。

◎品川幸久委員長

文化政策課副参事。

●奥野文化政策課副参事

こちらについては、伊勢うどんの魅力発信事業ということで文化庁の補助を受けてやる事業になっております。委員としては5人程度、文化庁の指示もいただきながら、5人程度ということで設定をさせていただきました。以上でございます。

◎品川幸久委員長

吉井委員。

○吉井詩子委員

すみません。この報酬の日額なんですけど、1万円とした理由を教えてください。

◎品川幸久委員長

文化政策課副参事。

●奥野文化政策課副参事

先ほど申しあげましたように、文化庁の補助事業を受けるということで準備をさせていただいておまして、その中で補助対象単価として、会議1回当たり1万4,000円という

のが上限に定められております。本市における文化財に関する委員会がございまして、そちらのほうは日額が1万円ということで、同額というふうに考えております。

先ほど申し上げたように学識の方を中心に構成するという、いわゆる専門性の高い委員会として設定をさせていただいたということでございます。

○吉井詩子委員

ありがとうございます。

◎品川幸久委員長

他に御発言はありませんか。

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

すみません。私もここで1点お聞かせ願いたいと思います。

委員の任期ですけど、2年ということになってます。この事業につきましては、予算説明資料で、令和4年度に調査研究、食文化のストーリー作成、それから令和5年度には国登録無形民俗文化財の候補リストへの登載ですか、それから令和6年度に事業展開ということになっておるんですけど、委員さんにとっては大変タイトな任期かなというふうに思っております。

それに加えて、この伊勢うどんを活用した事業展開におきましては、それぞれ委員さんのアドバイス等を受ける必要はないのかなと思うんですけど、その委員の任期を2年とした根拠を教えてもらえないですか。

◎品川幸久委員長

文化政策課副参事。

●奥野文化政策課副参事

附属機関の任期としましては、調査審議が終了した日までとすることがあるというふうに思うんですけども、当該の委員の場合、先ほど委員おっしゃっていただいたように、調査研究や食文化ストーリーを事業とするんですけども、その作成が終わった時を調査審議の終了に当たるというふうに捉えておりまして、それを1年というふうに想定しております。

その後の流れとしましては、国の登録の手続を行うということを予定しておりまして、それに関する時に文化庁に調査が行えることになってるんですけども、この調査内容については現時点で実例がないので、どういうふうに進めていくということが分からないので念のために委員会を残しているということを考えておりまして、そちらの登録手続に関して2年というところで決めさせていただいたというところでございます。以上でございます。

◎品川幸久委員長

よろしいですか。

他に御発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御発言もないようですので、以上で議案第 25 号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第 25 号 伊勢市附属機関条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

【議案第 27 号 伊勢市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について】

◎品川幸久委員長

次に、22 ページをお開きください。

22 ページから 26 ページの「議案第 27 号 伊勢市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

よろしいですか。

御発言もないようですので、以上で議案第 27 号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第 27 号 伊勢市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

【議案第 28 号伊勢市職員給与条例の一部改正について】

◎品川幸久委員長

次に、27 ページをお開きください。

27 ページから 29 ページの「議案第 28 号 伊勢市職員給与条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御発言もないようでありますので、以上で議案第 28 号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第 28 号 伊勢市職員給与条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

【議案第 29 号 伊勢市職員給与条例等の一部改正について】

◎品川幸久委員長

次に、追加で送付されました議案第 29 号の議案書を願います。

「議案第 29 号 伊勢市職員給与条例等の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

発言もないようですので、以上で議案第 29 号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第 29 号 伊勢市職員給与条例の一部改正について」は、原案どおり可決……すみません、失礼いたしました。

「議案第 29 号 伊勢市職員給与条例等の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

【議案第 30 号 伊勢市手数料徴収条例の一部改正について】

◎品川幸久委員長

次に、条例等議案書の 30 ページをお開きください。

30 ページから 34 ページの「議案第 30 号 伊勢市手数料徴収条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

第 7 条第 3 項の改正なのですが、なぜこのタイミングで 32 本の法律を今回法律の規定により無料で証明を行うことができるかとされているものというような形で一くくりにされたのか、それを教えてもらえないですか。

◎品川幸久委員長

戸籍住民課長。

●西川戸籍住民課長

この第 7 条第 3 項に至りましては、現在におきましても 32 項目というふうに多岐にわたっております。

また、最近では令和元年にハンセン病の関連、平成 31 年には旧優生保護法に関するものが上がりまして、頻繁に上がっておりますことから令和元年時にこういったものが一本化できないかというようなことで、ほかの市町の状況を研究させていただきました。

そんな中で、今回議案として上げさせていただきました形式をとっているものが多く、そんな理由として、タイムラグを発生することなく対応ができるというような状況を考えますことから、今回、このタイミングでこの改正のほうを上げさせていただいた次第でございます。以上です。

◎品川幸久委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

はい、ありがとうございます。

全てではないんですけど、数本の法律についてちょっと確認をさせてもらったんですが、それぞれの法律におきましては、この戸籍事項の無料証明の規定が置かれてまして、無料で証明を行うことができるということで、できる規定になっておったんですね。

それで手数料徴収条例の第 7 条には、手数料の免除の規定が置かれておりまして、第 1 号では法律の規定によって無料で取扱いをしなければならないものということで、手数料を徴収しない扱いという部分がありました。

今回、第3項ではできる規定ということで、全く内容が異なるわけでございますけど、今回の改正の部分を、この第7条第1号のほうで対応することはできなかったのか、あまりにも乱暴な話かも分かりませんが、その辺当局の御認識を聞かせてもらいたいと思います。

◎品川幸久委員長
戸籍住民課長。

●西川戸籍住民課長

ただいま鈴木委員がおっしゃられたとおり、義務づけられたものとしてできる規定のものに分かれております。

それでやはり義務づけられての差というのはある程度区分したほうがいいということで、私どもも判断に至ったところでございます。

◎品川幸久委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

そこでですね、第7条第1号でしたか、その免除件数と第3項での免除件数、年間どの程度あるのか教えてもらえないですか。

◎品川幸久委員長
戸籍住民課長。

●西川戸籍住民課長

第7条第1項につきましては、労働基準法第57条、第111条関係、それと生活保護受給者からの申請といったところがございます。令和3年度に関して申し上げますと、今のところ17件の申請が出ておりまして、労働基準法関係が10件、それから生活保護受給者からの申請が5件、あと17案件のうち残り2件につきましては、第3項第1号規定による申請が2件という状況でございます。

◎品川幸久委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

第7条第3項の免除件数は2件でよかった……。

それと今回、この32本の法律が一くくりになりまして、そういう法律名が削除をされていくわけですが、実務に関しては心配がないのかどうなのか。この無料証明の場合、本人の申出によるものなのか、また窓口で職員が判断して発行するのか、その辺の発行の手順と窓口で混乱しないのか、その辺心配ないのか教えてもらえますか。

◎品川幸久委員長
戸籍住民課長。

●西川戸籍住民課長

基本的には御本人さんの申告によって、それが無料であるか有料であるかの判断が分かります。ですので、該当する方が申請書に内容を書いていたときに判断をするということになっております。

窓口におきましても、現行で32本の項目がございますので、それがしっかりと把握できるように一覧表のほうを準備させていただきまして、その申請に適用するかどうかということは今も判断させていただいております。以上でございます。

◎品川幸久委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

はい、ありがとうございます。

最後にデジタル行政推進ビジョンにも掲げられておるんですが、来庁を不要とする行政手続の推進ということで、これから関係の皆さんには、来庁せずとも証明が取れるようになるのかと思うんですが、その場合の無料証明については対応できていけるのかどうか、その辺はいかがですか。

◎品川幸久委員長
戸籍住民課長。

●西川戸籍住民課長

2月1日からスタートいたしました電子申請に関しましては、あくまでツールとして電子申請を利用させていただいております。ですので中身としましては、窓口での対応、それから今までどおりの郵送での対応と変わりませんので、デジタルの申請書の中に、運用規定の部分を明記いただきましたら、そのように対応させていただく予定でございます。以上でございます。

◎品川幸久委員長

よろしいですか。

他に御発言はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎品川幸久委員長

御発言もないようですので、以上で議案第30号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎品川幸久委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第 30 号 伊勢市手数料徴収条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

【議案第 34 号 伊勢市消防団条例の一部改正について】

◎品川幸久委員長

次に、52 ページをお開きください。

52 ページから 62 ページの「議案第 34 号 伊勢市消防団条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御発言もないようですので、以上で議案第 34 号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

討論ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第 34 号 伊勢市消防団条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

【議案第 35 号 伊勢市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について】

◎品川幸久委員長

次に、63 ページをお開きください。

63 ページから 65 ページの「議案第 35 号 伊勢市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御発言もないようでありますので、以上で議案第 35 号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第 35 号 伊勢市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

【議案第 37 号 鳥羽市との定住自立圏形成協定の変更について】

【議案第 38 号 志摩市との定住自立圏形成協定の変更について】

【議案第 39 号 玉城町との定住自立圏形成協定の変更について】

【議案第 40 号 度会町との定住自立圏形成協定の変更について】

【議案第 41 号 大紀町との定住自立圏形成協定の変更について】

【議案第 42 号 南伊勢町との定住自立圏形成協定の変更について】

◎品川幸久委員長

次に、68 ページをお開きください。

68 ページから 104 ページにかけての「議案第 37 号 鳥羽市との定住自立圏形成協定の変更について」から、「議案第 42 号 南伊勢町の定住自立圏形成協定の変更について」の 6 件につきましては、相関連しておりますので一括して御審査を願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

よろしいですか。

御発言もないようですので、以上で議案第 37 号外 5 件の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論につきましても、議案第 37 号外 5 件を一括でお願いいたします。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第 37 号 鳥羽市との定住自立圏形成協定の変更について」、「議案第 38 号 志摩市との定住自立圏形成協定の変更について」、「議案第 39 号 玉城町との定住自立圏形成協定の変更について」、「議案第 40 号 度会町との定住自立圏形成協定の変更について」、「議案第 41 号 大紀町との定住自立圏形成協定の変更について」、「議案第 42 号 南伊勢町との定住自立圏形成協定の変更について」、以上 6 件につきましては、原案

どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

以上で付託案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。

委員長報告文の作成については正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

【閉会中の継続調査案件について】

◎品川幸久委員長

次に、「閉会中の継続調査案件について」を御審査願います。

本件につきましては、去る2月9日の総務政策委員協議会におきまして、希望する項目がある場合、正副委員長に申出をいただくことをお伝えしておりましたが、委員から、「自治体DXに関する事項」についての申出がありましたので御協議をいただきます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時46分

◎品川幸久委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

御発言はありませんか。

西山委員。

○西山則夫委員

DX、デジタルトランスフォーメーションにつきましては、ぜひ今後議論をしていくということからも、追加案件、追加事案にさせていただくことを重ねてお願いを申し上げます。

◎品川幸久委員長

他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御発言もないようですので、「自治体DX（デジタルトランスフォーメーション）に関する事項」について、閉会中の継続調査項目とすること、また、調査期限を調査終了までと決定し、会議規則109条の規定により議長に申出をいたしたいと思いますが御異議あり

ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

以上で御審査いただきます案件の審査は終わりましたので、これをもちまして総務政策委員会を閉会をいたします。

閉会 午前 10 時 47 分

上記署名する。

令和 4 年 3 月 15 日

委 員 長

委 員

委 員